

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」 第五条の三に基づく掲示

当院は、厚生労働省に対して、
「**入院時食事療養(Ⅰ)**」の
届け出を行っております。

■ 管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は6時以降)、
適温で提供しております。

【ご参考】入院時食事療養費 (10割負担の場合の価格)

入院時食事療養費(Ⅰ)／1食につき	
(1) (2)以外の場合	690円
(2) 流動食のみを提供する場合	625円
※特別食を提供したときは、1食につき 76円を加算。	

実際には、患者さんの所得に応じた負担額が
設定され、お支払いいただく金額は異なります。

一般の方	指定難病の方	住民税非課税世帯の方	住民税非課税世帯の方で、 過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者
1食につき 510円	1食につき 300円	1食につき 240円	1食につき 190円	1食につき 110円

